

# 令和元年度 第3回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会 議事録

日時：令和2年1月6日（月）14：30～16：30

場所：尼崎市役所中館8階 会議室

## 1. 開 会

副市長：皆様、新年のご祝詞を申し上げます。

本来であれば、市長から皆様にご挨拶をさせていただきたくところだが、公務の都合により出席できないため私が代理でご挨拶させていただく。

本日は、年始の大変ご多忙なところ、社会保障審議会障害者福祉等専門分科会にご出席いただき深謝申し上げます。また、平素は、本市行政に格別のご理解とご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。さて、本市の障害者施策について、平成27年度に「第3期尼崎市障害者計画」を、平成30年度に「第5期尼崎市障害福祉計画」を策定し、「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念に掲げ、本専門分科会の委員の皆様からいただいたご意見や評価等も踏まえながら、両計画に掲げる施策や取組を推進している。代表的なものを挙げると平成29年12月に「手話言語条例」を制定・施行するほか、平成30年1月には、総合相談窓口である「基幹相談支援センター」を設置し、そのセンターを中心として、本市における「地域生活支援拠点」の整備をしてきた。また、平成30年度には、障害者就労施設の工賃向上などに取り組むため、就労支援事業を更に充実させるとともに、今年度から来年度にかけては、障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型のグループホーム」の整備に取り組んでいくなど、情報支援・相談支援・就労支援・生活支援など様々な分野での施策や取組を進めてきたところである。このような中、現在、国の「第4次障害者基本計画」においては、「社会のバリア（社会的障壁）除去の推進に向けたアクセシビリティ向上の視点」や「障害者差別の解消に向けた環境整備」などを基本的な方向として、様々な施策や取組を進められている。この国の計画に掲げられている考え方や施策等も踏まえながら、本市の障害者施策においても、より一層の推進、深化を図っていく必要があると考えている。現行の「第3期尼崎市障害者計画」と「第5期尼崎市障害福祉計画」については、令和2年度をもってその計画期間が終了することから、この度、次期計画の策定に向けた検討を進めていくこととしている。この後、社会保障審議会に対して諮問をさせていただくが、本計画の策定に際しては、障害者福祉をはじめ、様々な分野から参画いただいている委員の皆様から、改めてご意見をいただきながら、より良い計画を市民の皆様にお示しできればと考えている、ご協力賜るよう、よろしくようお願い申し上げます。簡単ではあるが、尼崎市障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第6期）の策定に係る諮問に際してのご挨拶とさせていただきます。

- ・事務局より、委員16名の出席により会議成立の報告
- ・事務局より、本日配布資料確認

## 2. 諮 問

- ・事務局より、諮問についての説明。
- ・副市長から会長へ諮問書を渡す。

## 3. 議 事

### (1) 尼崎市障害者計画等の改定について

- ・事務局より、下記資料について説明。

資料1：市民意見聴取に係る施策の概要

資料2：政策形成プロセス計画書

資料3：尼崎市障害者計画（第4期）・障害福祉計画（第6期）の主な策定ポイント等について（案）

（質疑応答）

委員：グループホームの整備促進をポイントに挙げているが、今年度の4月から補助金が増額された。4月以降、どれくらいグループホームが増えたのか。

事務局：グループホームの整備促進については、尼崎市では二つの事業を持っている。一つは開設補助金といわれるもので、例えば、家電製品などの設備補助や家賃の借り上げ補助等、開設時の一助になるような比較的軽易なものである。今年度については、現段階で手を挙げている事業所数の確認ができていない。昨年だと4ホームの実績があり、順次承っているところである。グループホーム立ち上げの際は、事業所指定の担当のところでは協議を行う。その際に、「こういった事業がある」とアナウンスしているので、今の状況についてお調べしてお返しできればと思う。もう一つは、いわゆる重度型のグループホームというのは、アパートとかマンションなどの兼用というのは難しいため、新たに建築していただく整備補助金の予算を本年度・来年度の二ヶ年事業として7,600万円ほどの整備補助予算を取っている。こちらは、12月20日に募集要項をホームページ上に掲載し2月7日期限で募集をしている。複数の法人から問い合わせがあり、このまま応募に至ってくれることを願っている。

委員：今の件で、もう一点伺いたい。補助金は一か所に対してのものなのか、あるいは分配するというものか。

事務局：これは、一か所へのものである。グループホーム本来の在り方は、日中はグループホームから出られて通所事業所などへ出かけるというものである。しかし、平成30年度から、高齢化、重症化されて、なかなか外出できない方のために、グループホーム内で、日中も支援が付いて見ることができる新しい日中サービス支援型といわれる重度型のグループホームができた。日中も支援をするということは24時間職員が付く必要が生じたため、従来は定員が10名までのところ20名までと少し大きな規模のものになっている。複数機能の建物が想定されるので、一カ所で20名まで7,600万円の補助ということになっている。これで、実績が上がってくればありがたいし、それを皮切りに次期計画の中で出来るだけ積極的に政策の予算要求をして、2つ目、3つ目と事業所の増加が促進されれば良いと考えている。

委員：国の次期基本指針として定められている中で、差別解消が取り上げられている。これは本市においても重要なポイントになると思う。恐らく、アンケートでも、それが重要項目になってくると思うが、差別というのは、障害者の方が、差別をされたという認識する以前に存在する。本人が認識していなくても存在する差別があり得る。ということは、アンケートで、本人が、差別を受けたかとかいう認識以前の差別が、このアンケートからは分からない。パブリックコメントを聞いても、そういうことをおっしゃる方はいらっしゃらないと思う。一般の人達が持っている障害者の方達への意識というのを調べないとその辺の実態は分からないと思う。今回、そういうことが調査として挙げられていない。予算とか誰にお願いするのかといった問題があるので、他のデータとかで、そういうところを工夫されるといったことはお考えだろうか。

事務局：委員がおっしゃる通り、次に説明する予定のアンケート調査については、当事者ないし保護者の方を対象としているので、広く市民の目線で障害者への理解が進んでいるかを測るアンケートにはならないと考える。ただ、委員のご意見も、ごもっともだと思っている。現段階で、もう一度アンケートを取ると即答はできないが、同時期にダイバーシティ推進課が取組を進めている人権基本条例がある。こちらの人権に関する基本計画も、私たちと同じタイミングで計画策定を進めると聞いている。その中でどういったアンケートをするのか、市民意向調査をするのか分からないが、今のご意見も踏まえて、一度ダイバーシティ推進課と話をしていければと思う。

委員：資料3、基本施策の3の策定のポイント、「①、②、③障害特性に応じた就労、学習や活動等の確保」を、ポイントとして挙げられているが、障害特性に応じた学習とか活動ということになると、場の確保、ノウハウ、内容、指導者の確保等、色々と課題が出てくると思う。その点で、教育委員会との連携という視点が必要になってくるのではないかなと思うがいかがだろうか。

事務局：おっしゃる通り、教育との連携は重要だと考えている。こちらについては現行の計画の時から、主に特別支援担当とは連携を図り計画策定の取組についての考え方を共有しながら進めていった。また、計画策定部会の中にも、障害施策は多岐に渡るため関係機関が多いが、その中でも教育との連携が必要だということから、従前の計画策定の時から事務局のような形で参加いただいて策定したという経緯がある。そちらについては引き続き連携を図りながら次期計画も策定していきたいと考えている。

委員：策定のポイントに「計画相談についての一層の推進」と書いてある。尼崎市はすごく遅れていると思うが、現在、計画を立てられる事業所というのはどれぐらいあるのだろうか。以前より増えているのだろうか。達成率はどれぐらいの割合だろうか。

事務局：8月末で40事業所である。達成率は、8月末時点で障害者が59.7%、障害児が84.5%である。児童のほうは大分進んできているが、正直85%で頭打ちになっている。その理由としては、放課後等デイサービスとか通所サービスを受ける方が増えて書けども書けども割合としては頭打ちになってしまっている。障害者についても頑張って書いていただいているが、利用者数が増えており60%を超えたあたりで苦戦をしている。

委員：計画を立てる時には、そういった計画相談を基に尼崎市のグループホームや、事業所の数がベースになると思うので是非推進していただきたい。

委員：今回の目標で質の向上を図っていこうとおっしゃっている。例えば、建物ならば、これだけお金を渡すとか、具体的に何施設増やすというように質の向上が数字として表れる。どのようなものをイメージされているのか。

事務局：資料3の、「国の計画・次期基本指針に定める事項」の一番下に「障害者自立支援審査支払システムでの審査結果の活用など」がある。これは、国保連の中で、本来なら同じサービスを同じ時間帯に使えない請求審査の重複のチェックとか請求誤りによって二重になっているとか、加算の部分などをきちんと見定める、こういったものは現行の尼崎市の取組でも進めている。これを、もう少し強化していく、若しくは、考え方としてそういった体制が可能ならば取り組んでいきたい。もう1点は、監査体制、特に昨年度から児童のサービスの権限が、県から市に下りてきた。圏域で監査に入るといって事業所数も多いため、なかなか密には入れていなかったが、権限が尼崎市になったので、今後は県の体制よりは密な形で監査に入っていきたいと思っている。また、就労サービスの質の部分というのは、これまでも担保できていなかった。国の報酬を、賃金や工賃に充ててしまっているような部分のチェックについては、現行も実施しているが、今後は更に監査等々で厳しくチェックを入れていきたい。

## (2) 尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査について

- ・事務局より、下記資料について説明。

資料4：アンケート調査票 設問設計新旧比較表

資料5：アンケート調査票 設問設計（案）

参考資料：平成29年度 アンケート調査票

（質疑応答）

事務局：少し補足させていただく。前回の専門分科会でお伝えしたとおり、アンケート調査票については、1月下旬の発送を予定している。本日の審議会でもいただいたご意見をもって、コンサルティング会社と最終的なアンケート調査票を作成予定だが、本日の会議意見のほかに、アンケートに係るご意見があれば、1月13日（月）までにご意見をいただきたい。また、本日は調査項目の設問案をメインに議論いただき、最終の調査票のレイアウトや選択肢などについては、事務局預かりにさせていただきたいと思う。なお、最終の調査票のレイアウトや選択肢などのご意見についても、本日から1月13日（月）まで、意見募集を行う予定である。

委員：調査票のフォントは、今、手元にある資料と同様なのか。

事務局：参考資料でお配りした前回の調査票と同じイメージになる。

委員：雇用・就労についてお尋ねする。言われていることはもっともだが、前回のアンケートで、「家庭内で過ごしている身体障害、精神の人が、ほとんど4～5割」と出ている。これが、今回の調査票でなくて他で同様な質問が出てくるかを見たが、どこにもない。雇用・就労には、日中、家で過ごしているのは関係ないかもしれないが、日中、障害者がどのように過ごしているか、社会参加ができているのかを知ることは重要だと思う。「仕事をしている、していない」だけの項目より、日中家庭内で過ごしている障害者の割合がどれくらいになるかを、どこかで把握できる設問が欲しい。

事務局：おっしゃる通りだと思う。他の設問でも、そこは補えていないと思う。今のご意見について検討させていただく。

委員：「障害福祉サービスをあなたは利用しているか」について、分かりやすく列挙していただいた。最後に、「その他」がある。この、「その他」は、具体的にどのようなことを想定しているのか。私自身が、制度とサービスの違いがよく分からないので具体的にご説明いただきたい。例えば、尼崎市の無料のバスは、制度なのかサービスなのかどちらになるのかが分からない。

事務局：基本的には、福祉サービスに載っている部分は、法定の障害福祉サービス、地域生活支援事業の代表的なものを列挙しているが全項目ではない。例えば、地域生活支援の中でも必須事業と任意事業があり、そのうち、任意事業についてはここには挙げていない。もし、その任意事業にあたるサービスを受けているのであれば、「その他だけど、分からない」というのでも、「その他」に○をつけていただけるよう、補足的な意味あいでも聞きたい部分である。そもそも、対象者数が少ないので、「その他」がたくさんあるとは想定していない。

委員：アンケートの最後に自由記述がある。私自身は、設問以外で自分の声を聴いて欲しいということで書かれると思うので自由記述は非常に重要だと思う。前回のアンケートでも、結構書かれている。ここに、「主な意見」とあり、基本的にはそのまま出すということだが、コンサルティング会社が主な意見としてまとめてくるのだろうか。

事務局：全てのをデータ化し、どのような傾向があるかを見ながら調整をする。しかし、全てを列挙すると膨大なものになるし、分かりにくいということもあるので、一旦主な意見を傾向別で箇条書きにし、見やすさを重視してまとめている。

事務局：実際に書いた内容が分かりにくいこともあるので、事務局側で、書かれた内容を極力生かしながら読みやすいものになるよう整理している。コンサルティング会社が勝手にまとめることはない。コンサルティング会社は行政の意見を聞いた上でまとめ、再度行政と意見のすり合わせをするなど、行政とコンサルティング会社と意見のキャッチボールをしながらまとめている。

委員：コンサルティング会社が勝手にまとめるのではなく、行政が目を通して整理したものをコンサルティング会社と突き合わせをしながらやっているということだ。これまで、色々細かい意見を申し上げたが、それらが、今回のものに反映されていることにお礼を申し上げる。

委員：資料4について確認が一点。サンプルに対して身体障害者について年齢制限を設け、65歳以上の高齢者を敢えて意図的に少なくしたということだが、その考え方でいいのだろうか。実際に、身体障害者の方のほとんどが65歳以上の高齢者なので、実態としてはそちらの方が正確であろう。敢えて高齢者はずし高齢者以外の障害者をもつての動向を重視するという考え方だと、65歳以上の高齢者のデータが矮小化されてしまう。それでもいいということだろうか。

事務局：委員がおっしゃったように、全体の枠からいけば65歳以上の比率が高いので、全部を見ると傾向が異なってくる。どちらかというと、私どもが、コンサルティング会社に依頼したのは65歳以上の一定のニーズを把握できるには、どれくらいの母数が必要かと

いう考え方である。全体を見た時の割合は3000人だが、65歳以上が700人の調査母数があり、従前であれば、回答率が恐らく4割なので、280人ほどの回答になる。その中で、一定の傾向が見えるかどうかというのをコンサルティング会社との詰めの中で提案を受けている

事務局：65歳以上の方については、基本的に介護保険を中心にやっていくことになるので、この施策では、64歳までの声を重視して実態を把握することを中心に計画に取り組んでいくことになる。65歳以上の方も一定把握できるように取っているので決してないがしろにするわけではなくその部分は一定取れるところを把握する。今回、内部で64歳までのご意見の実態を掴んだ方がいいのではないかという意見があった。

委員：それに関連して資料5についてお聞きする。共生型サービスという形で整備が進められているが、64歳まで利用できていた障害者関係のサービスが65歳以上になると継続的に受けられなくなるという問題がある。このアンケートで、どこまでそれが踏み込めるか。そこを検討いただいてもいいのではないか。次に、悩みなどの相談相手が、家族・知人に偏ってしまうから今回は削除したということだ。今回は、例えば具体的に相談支援事業がしっかりと使われているかを確認する等あくまでも福祉サービスの利用にあたってどこに相談するかで決められたことは理解できる。しかし、障害者の方は孤立しているとよく言われている。そうした孤立状況を見てもいいと思う。家族・友人・知人といった本当に限られたところでしか相談ができないというところは、やはり障害者の孤立状況が今回のデータから出てくることにも意義があると思う。また、福祉サービスの利用にあたって理論的に二つのパターンがあると知られている。ひとつは、悩みがあったらいきなり専門家に聞かずに、まずは、家族・友人・知人に聞き、その後専門家に聞くパターン。二つ目は、相談内容に応じて、聞く相手を使い分けていくパターンがあると知られている。尼崎市の障害者は、どちらのパターンになるのか聞いてもいいのではないか。あえて、相談者から、家族・友人・知人を外してしまうのはいかがなものだろうか。また、4ページの就労期間とは、トータルではなく現在の仕事ということでのいいのだろうか。例えば、健常者として働いていた時ではなく、障害を持たれてリワークされてからということだろうか。この点が分かりにくくて混乱するのではないかと思う。続いて、7ページの「尼崎市手話言語条例の認知度」、「差別解消法の認知度」でも、同じ設問が設けられている。これに関しては、「知っている」と、「聞いたことがある」と、次元の違うものが混ざっている。これでは混乱してしまう恐れがあるので設問内容を検討いただきたい。私のように、聞いたこともあるし内容も知っている場合は、どう答えたらいいのか。次に、7ページの「差別を感じる時」として、いくつか挙げられているが、6番の「バリアフリーの配慮」の意味がよく分からない。更に、7ページ、「障害・難病への市民の理解の浸透度」とあり、実際に、どこまで浸透しているかを問うている。ここで、障害と難病を一緒にしているが、これではダブルバーレルという問題が起こってくると思うが、差し支えないのだろうか。難病の方が、分けて考えた方がいいのか、一緒でも構わないのかで、設問の内容が変わってくる。8ページの、「介護者の年齢」とあるが、介護者が複数の場合は、主介護者という理解でいいのだろうか。障害に限らず介護者というところで抱えている問題で、ヤングケアラーというのは年齢で把握できる

だろうが、ダブルケアという問題がある。例えば、障害者のケアをしながら親の介護もするとか、障害のある子どもと、そうでない子どもを同時に見なければならないといった問題を、ここからどこまで把握できるのか。このあたりもお考えいただきたい。

事務局：ご指摘いただいたものを、全て即決できないところだが、相談相手の設問に、家族・友人・知人を入れるべきだというご意見について。前回の専門分科会でもご意見が出ていた中で、設問数を減らすことを優先し、あえて割愛したところである。しかし、家族・友人・知人と孤立に関しては、再度検討させていただきたい。「バリアフリーの配慮」といった、選択肢の言葉が分かりにくい点については、なるほどと思うので持ち帰らせていただく。また、「障害・難病への市民の理解の浸透度」と、障害と難病を一緒にしているが、これではダブルバーレルという問題が起こってくるというご指摘をいただいた。障害も難病もという形で聞いたつもりであるが、この聞き方で齟齬が起こるようであれば表現を変えた方がいいのではないかと思うので持ち帰って調整したい。「尼崎市手話言語条例の認知度」、「差別解消法の認知度」で、「知っている」と、「聞いたことがある」と、次元の違うものが混ざっている。これでは混乱してしまう恐れがあるというご指摘をいただいた。私たちとしては、「法律の名前ぐらいは聞いたことがある」といったことを聞きたいという想定のもとであったが、聞き方が選択肢として問題があるようなら設問の表現を工夫する、選択肢を触るなど、持ち帰って検討したい。委員のような方は、「知っている」のほうに重きを置いて回答していただくイメージをもっていた。

委員：先ほどの委員の「障害者の孤立状況は、分かった方がいい」というご意見について。「あなたが困ったときに相談するのはどなたですか」を無くし、「障害福祉サービスを利用する場合、日常生活において支援を受ける場合の相談先はどこか」というところで、新たに、「相談する先が分からない・相談しない・相談する人はいない」としてくださっている先の調査結果を見ても、そこでカバーできるのではないかと思う。

委員：今のご発言もよく理解できる。その上で、相談しなかったら、どこに相談するのか。「家族・友人・知人」といった選択肢の無いところに相談している可能性もある。となれば、今回のものではデータとしてとれないのではないかと思い発言した。ただ、そういうことはあり得ないということであれば差し支えない。可能性があるならばご一考いただいてもいいのではないかと、敢えて申し上げた次第である。

委員：障害と難病を一緒にしている点について。実際に、窓口に行って、「難病」といってもなかなか理解してもらえない現実があるので、区別をしていただいた方がいい。65歳問題について。私たちも、65歳になって負担が増えたことについて、介護と福祉の窓口で話をして困っている。こうしたことが、どこで吸い上げるのか、このアンケートで分かるのかといった疑問点がこのアンケートで出てくるのか。

事務局：障害と難病のところについては、今、障害と書けば、難病の方も入るのが一般的である。ただ、それだけでは分かりにくい部分もあるかということで、あえて「難病」と入れた。障害者の定義のようなものを補足しても良い。いずれにしても持ち帰らせていただく。

委員：例えば何かしら補足していただければと思う。

事務局：難病と障害者の理解度のところだが、アンケート自身は、障害者や難病の方に直接お書きいただく。最初に、障害者の方か、難病の方かという設問があるので、そこのクロ

スをかけてデータをとれば、難病の方が自分で、理解が進んでいるか否か、障害者の方がどう感じているか。そこを分けるとすると、障害の方が、障害の理解が進んでいる、難病の理解が進んでいるとなり、そこまで必要なかどうか。必要であれば意味が出てくる。そのあたりを、どこまで求めるかになると思う。

委員：今おっしゃったように、最初で、難病の方とすれば、そういう意味の中で次の設問を回答する。

事務局：限定するとなれば、「障害・難病」とあるが、その聞き方を、「障害の方は、障害の理解が進んでいるか・難病の方は難病の理解が進んでいるか」として回答いただくように工夫すれば、問題数を増やさずにできる。そうではなくて、全体を聞きたいとなれば分ける可能性もある。

委員：前回のアンケートの時に、障害者の手帳を持っている方から、「難病の当事者団体からもアンケートを頼まれているから、もう一つの方は、そちらで回答してくれ」と言われた。しかし、こちらで勝手に記載していいものかも分からず非常に困ったことがあった。つまり、一人の方に2通届いたということである。この場合は、どのように対処したらよかったのだろうか。難病の方を抽出する場合、「手帳を持っていない方」で抽出するようにしてほしい。今回は、どのように抽出するのか。

事務局：前回の専門分科会でも、同様のご指摘をいただいた。具体的には申し上げられないが、可能な限り重複しないように抽出したいと思う。

事務局：難病の当事者団体に個別でお願いをした時に、「既に届いている」と言っていたら、他の人にお渡しして重複は避けられたと思う。今回は、お届けの順番など色々と調整して重複しないように配慮したい。

委員：資料5の居住形態のところ、「グループホーム」に、障害者と高齢者とあるが、「高齢者」という書き方に少々違和感がある。なぜならば、高齢者のグループホームというのは65歳以前からグループホームに居る方と、介護保険制度で認知症の診断を受けた方のグループホームがある。このあたりが分かりにくく回答をする際に迷う。ここを改善していただきたい。

事務局：私どもの意図は、障害者用のグループホームと、高齢者用のグループホームがある。それを区別して居住先を把握したかった。障害者用のグループホームとして回答いただくことを前提としてグループホームとのみ記載することもできる。持ち帰って検討したい。

委員：難病の方は、サンプルとして全体の中で80名と僅かである。また、難病自身の一般の認知度も低い。そうなると、難病の理解が埋没してしまう恐れがある。「昨日、あなたは新聞・テレビを見たか」といった場合、新聞しか見ていない人はどう答えたらいいのか。こうしたダブルバーレルにならないようにしなければならぬと学んでいるので、個人的には、敢えて分けた方がいいと思う。

事務局：私どもの意図としては、障害に難病を含むというイメージである。今、難病としてお尋ねの方がいいとご意見をいただいたので検討させていただきたい。

事務局：65歳問題については、ガイドライン検討部会でも意見交換をして、全体を取るにあたってどちらがいいのか、今のところは取らずに意見交換をして、全体のトレンドに引っ張られる、引っ張られないということを考えてフラットな形のほうがいいと思わせて

もらった。しかし、取った方がいいとなれば、再度検討させていただく。

委員：現在、障害者は高齢化しているにも関わらず、65歳以上を外すのは納得いかない。以前なら障害者の方は、残念ながら若年でお亡くなりになる方が多かったが、現在は、医療の進歩で、障害者の高齢化が進んできたため65歳になった障害者が介護保険に移行して困っている方がたくさんいるのが現状だ。それが、アンケートで出てこないのは問題があると思う。その点を、ぜひ検討いただき反映する形で進めていただきたい。

委員：アンケート結果だが、一番気になるのは、障害者の種別の数を見ると、身体障害者の数が多いが、言語障害や聴覚障害、視覚障害などは全体の10%以下である。そのあたりの調整と、聴覚障害の場合は文章の意味を掴めず、質問の意図が分かりにくい人もいて、アンケートを見ても質問の内容が分からなくて回答しない人もいる。障害の特性に応じて平等にデータを取るという観点からアンケートを渡すだけではなく手話によるアンケートの調査ということも検討いただきたい。

事務局：指摘の通り、身体障害の中の種類についても、これまでは無作為に行っていた。今のご意見もあるので、障害種別ごとに一定の人数を担保できるのであれば、調査設計をコンサルティング会社と詰めたいと思う。手話でのアンケートのやり取りをした方が回答しやすい人がいるということについては、今後検討するが、例えば、アンケートの最初に、「手話での情報支援が必要な方は、窓口で対応するので申し出て欲しい」というような文言を付けることも可能だろうと思うので配慮したい。

### (3) 計画策定部会の委員構成について

- ・事務局より、下記資料について説明。

資料6：平成26年度尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会における計画策定部会の構成

(質疑応答)

- ・特になし

### (4) 今後のスケジュール

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明。

(質疑応答)

- ・特になし

## 4. その他

- ・事務局より、下記資料について説明。

資料7：主要事業の調整状況について（障害者支援抜粋版）

会長：それでは、これで、本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を終了します。

## 5. 閉会

以上